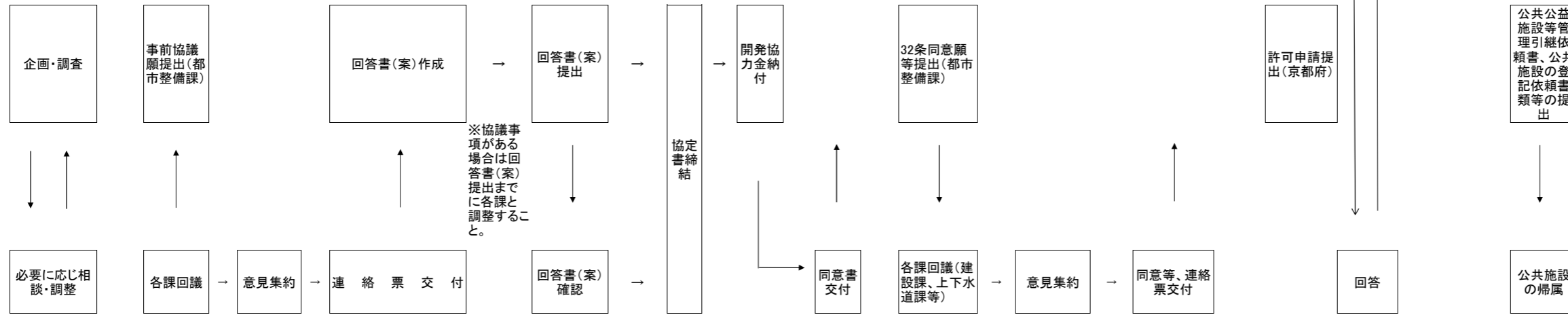


(京都府)

(事業者)

(町)



〈主な意見、協議事項等〉

- 建設課 ・雨水排水計画・道路管理等
- 上下水道課 ・給水計画・下水道排水計画等
- 消防本部警防課 ・消防水利施設等
- 消防本部予防課 ・施設内消防用設備等
- 自治振興課 ・交通安全対策等
- 学校教育課 ・通学路の安全対策等
- 企画調整課 ・景観審議会への対応・まちづくり学研関係
- 社会福祉課 ・町やさしいまちづくり整備指針に基づく協議
- 環境推進課 ・一般廃棄物収集方法、環境保全計画書等
- 産業振興課 ・地元水利組合への排水同意、農地法手続関係等
- 生涯学習課 埋蔵文化財
- 都市整備課 ・地元自治会等への周知説明、屋外広告物、駐車場計画等

※協議事項については協議が整った内容を記載すること。追加・修正図面がある場合は併せて提出すること。回答内容については各課確認の上、特に意見がなければ回答書(押印のあるもの)の提出をしていただく。

※意見集約の結果、協議等が必要な場合は再度調整してもらう必要があるため、申請前に関係課と事前に十分調整してもらうことが望ましい。

※照会の結果支障がある場合は不許可となる。

※公共公益施設等引継依頼書等の提出は完了検査前に行うこと。